

土木建築部が発注する工事からの排除措置の概要

1 排除業者名

(株) 浅田建設

豊見城市字翁長 853-5

47-007648

代表者 浅田 義則

(土木-A、建築-C)

2 排除措置年月日

平成23年11月22日

3 事実概要

平成23年11月14日付け、沖縄県警察本部刑事部長から、株式会社浅田建設の役員が指定暴力団四代目旭琉会幹部への資金提供及び便宜を供与した事実があるとして、公共工事等からの排除要請があった。

4 排除措置理由

「沖縄県土木建築部建設工事請負業者指名基準及び指名審査会等に関する要領」第2条第1項に基づく別表第1の1「経営及び信用の状況」(3)に該当する。

別表第1 (第2条関係)

指名基準の運用基準

指名基準	留意事項
1 経営及び信用の状況	以下の事項に該当する場合は指名しないこと。 (3) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、公共工事からの排除措置があり、当該状況が継続している場合など明らかに請負者として不適当であると認められること。